

# 平成30年度 プロムナード・ギャラリー展示者募集要項

公益財団法人 東京都道路整備保全公社

公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）は、明るく快適でうるおいのある地下歩行者空間の創出を目的に、新宿、銀座の地下歩行者通路において「プロムナード・ギャラリー」（以下「ギャラリー」という。）を管理運営しています。

このたび、平成30年度のギャラリー展示者を募集いたします。展示を希望される方は、本募集要項をよくお読みの上、所定の展示申込書等を提出してください。

## 1 展示会場

<p><b>新宿プロムナード・ギャラリー</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 展示作品種別 平面作品及び立体作品</li><li>● 場所 新宿区西新宿二丁目二番地 (新宿歩行者専用地下道第1号線 通称：ワンデーストリート内)</li></ul>	 <p>The map shows the location of the Shinjuku Promenade Gallery in the underground pedestrian passage. A black box with white text points to the gallery location, labeled '新宿プロムナード・ギャラリー (地下道)'. Surrounding buildings and streets are labeled, including '4号街路', '都議会 議事堂', '京王プラザホテル', '新宿モリス', '新宿NSビル', 'KDDIビル', '甲州街道', '新宿三井ビル', '新宿センタービル', 'ホテルセンチュリー', '東京第一本庁舎', '東京第二本庁舎', '新宿ワシントンホテル', '小田急百貨店', '京王百貨店 新宿', and 'ルミネ'.</p>
---	---

## 2 展示条件

展示者及び展示作品の条件等は、下記のとおりです。

### (1) 展示者の条件

展示者の条件は、東京都内に活動拠点（連絡先）をおく団体または東京都内に在住、在勤、在学の個人とします。

### (2) 展示作品の条件

ギャラリーに展示できるのは、上記（1）に該当する団体または個人の芸術作品とします。

### (3) 展示作品の規定

展示できる作品の規定（種別・サイズ・点数等）は、「別紙1」のとおりです。

※ 新宿プロムナード・ギャラリーは、展示ケースの縦横のサイズが大きいので、大きい作品の展示が映えます。

### 3 展示期間

ギャラリーにおいて展示者が1回の展示で使用できる期間は、下記のとおりです。

#### (1) 新宿プロムナード・ギャラリー

平成30年3月31日から平成31年3月30日までの期間のうち、公社が指定する原則2週間

※ ギャラリーの展示期間の詳細は、「別紙2」をご参照ください。

※ 展示期間には、初日の搬入及び展示作業時間と、最終日の撤去・搬出作業時間が含まれます。

### 4 展示回数

展示者が1年間に同一ギャラリーで展示できる回数は、原則1回までとします。

### 5 禁止事項

ギャラリーでの展示に当たり、次の事項は禁止されます。

- (1) 危険を伴う展示
- (2) 電気、水、火気類を使用する作品の展示
- (3) ギャラリーや備品等を汚損・破損するおそれのある展示
- (4) 騒音など周囲に迷惑となるおそれのある展示
- (5) 観覧者に著しく不快感を与えるなど、法令や公序良俗に反する展示
- (6) 販売などの営利活動及び特定の団体等の宣伝活動を目的とした展示
- (7) 特定の政治、宗教、思想などの利害に関わる展示
- (8) 作品の内容が他者を差別、誹謗中傷、または他者の名誉を棄損するおそれのある展示
- (9) 他の著作権、肖像権を侵害するおそれのある作品の展示
- (10) その他、公社が不相当と判断した展示

### 6 展示承認の取り消し

次の事項に該当する場合、展示の承認を取り消します。

- (1) 上記「5 禁止事項」のいずれかに該当するとき
- (2) 展示を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (3) その他展示内容、またはこれに付した条件に反したと認められるとき

### 7 展示者負担金

各ギャラリーでの展示のための展示者負担金として、展示1回（原則2週間）につき、下記の金額を徴収します。

- (1) 新宿プロムナード・ギャラリー 40,000円

## 8 展示者負担金の徴収

展示予定日の1ヶ月前までに、公社が指定する口座にお振込をお願いします。

※ お振込にかかる手数料は、展示者にてご負担いただきます。

※ お振込み先口座は、展示承認後にあらためてお知らせいたします。

## 9 展示申込方法

今回の募集は、平成30年度に展示を希望される方の申込を受け付けます。

展示を希望される方は、所定の「展示申込書」に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添付して、公社プロムナード・ギャラリー担当宛てご郵送ください。

<展示申込書の添付書類>

- ① 展示者の活動歴（団体の場合は規約等も添付して下さい。）
- ② 展示を予定している作品の写真、またはコピーなど作品内容が分かる資料  
（これから作成する場合は、どのような種類の作品かどうか分かる過去の作品等の写真を送って下さい。）
- ③ その他参考資料

※ 展示申込書は、公社ホームページ（新着情報）からダウンロードできます。  
（公社ホームページURL <https://www.tmpc.or.jp/>）

※ 展示申込書及び添付書類の返却はいたしません。

## 10 申込受付期間

平成30年9月27日（木）から平成30年10月31日（水）まで

※ 消印有効

## 11 展示期間の決定

展示条件を満たしている申込については、希望に従って割り振りを行います。

希望する展示期間が重複した場合は、第三者立ち会いのもと、事務局にて抽選を行います。  
抽選の結果、希望した会期からもれた展示者には、空いている展示期間・ギャラリーを順次ご案内いたします。

## 12 使用承認の決定及び通知

ギャラリーでの展示を承認するか否かの決定は、文書で通知いたします。

### 13 その他注意事項

申込の前に必ずご精読ください。

#### (1) 搬入・搬出及び展示作業

- ① 作品の搬入、展示、搬出は、原則として展示者が行ってください。
- ② 作品の搬入・搬出及び展示作業において、展示者が故意または重大な過失により施設や備品等に破損、汚損、消失等を生じさせた場合、展示者にてご弁償いただきます。
- ③ 作品の搬入・搬出及び展示作業時における事故等について、公社は一切責任を負いません。
- ④ 保管上のトラブルを避けるため、展示前及び撤去後に作品をお預かりすることはできません。
- ⑤ 展示者は、作品の搬入・搬出及び展示作業の終了まで立ち会い、作業の終了を確認してください。
- ⑥ 作品の搬入・搬出及び展示作業で発生したゴミは、展示者にお持ち帰りいただきます。
- ⑦ 展示会場は、一般通行者が往来する公共の地下歩行者通路のため、作品の搬入、展示、搬出の際は、通行の妨げにならないよう、充分にご注意ください。

#### (2) 搬入・搬出及び展示にかかる費用

- ① 作品の搬入、展示、搬出にかかる費用は、展示者にてご負担いただきます。

#### (3) 展示方法

- ① ギャラリーの展示方法の詳細については、展示承認の文書とともに交付する「展示使用規程」に従ってください。

#### (4) 展示期間中の管理

- ① 展示作品の保管については充分留意しますが、展示中の作品の損傷及び盗難について公社は一切責任を負いません。  
展示者にて事前に保険等にご加入いただくことをお勧めします。
- ② 原則として展示作品は展示期間終了まで撤去することはできません。
- ③ 展示期間終了後、作品は展示された状態で、公社または公社が指定する業者が、展示者（団体の場合は団体代表者）に引き渡すものとします。  
団体の場合、団体会員への作品返却は団体代表者が行ってください。

#### (5) 展示期間中の対応

- ① 展示期間中、作品の転倒や落下等の不慮の事態への対応は行いますが、それ以外の展示に関するご要望については、原則として対応できません。

(6) 公社の管理できない事由による展示の取消等

- ① 公社が管理できない事由（地震・風水害・降雪等の自然災害、事件・事故、展示施設・備品の改修・損壊・故障等）により、展示期間の変更・縮小または展示の中止・取消をさせていただく場合があります。
- ② 公社が管理できない事由により、展示ケース内照明の減灯または消灯をさせていただく場合があります。

(7) 展示者負担金の返金等

- ① 公社の責に帰すべき事由により、展示者が展示中止を余儀なくされた場合、原則として展示者負担金の全額を返金します。
- ② 公社が管理できない事由により、展示期間の変更・縮小、展示の中止・取消等をした場合、展示者負担金の返金の有無・額、通知方法等については、その都度公社が判断し、決定します。

(8) 展示のキャンセル等

- ① 使用承認の通知後は、原則として展示のキャンセル、展示期間の変更はできませんのでご注意ください。
- ② 展示者の都合により展示をキャンセルされた場合、展示者負担金は返金いたしませんのでご注意ください。

(9) 個人情報の取り扱い

- ① 応募の際にいただいた展示者の個人情報は、ギャラリーの管理運営業務で必要と思われる事項（次年度以降も含む）以外で使用しないものとし、その保護には万全を期してまいります。
- ② 展示作品は、ギャラリーの管理運営、広報活動を目的に公社のホームページや次年度以降の展示者募集案内等に掲載させていただく場合がございますので、ご了承願います。

ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

**お申し込み先・問い合わせ先**

公益財団法人 東京都道路整備保全公社  
総務部 公益事業課 公益事業係  
プロムナード・ギャラリー担当

〒163-0720

新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 20 階

TEL 03-5381-3368（土・日・祝日を除く 9:00~17:00）

FAX 03-5381-3355

公社ホームページ URL <https://www.tmpc.or.jp>